

第 1 号

平成31年第1回山ノ内町議会臨時会会議録

---

山ノ内町告示第2号

平成31年2月14日（木） 山ノ内町役場議場に開く。

---

平成31年2月14日（木） 午前10時開会

---

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
  - 2 会期の決定について
  - 3 承認第 1号 専決処分の承認について  
専決第 1号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）
  - 4 承認第 2号 専決処分の承認について  
専決第 2号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）
  - 5 議案の訂正について
  - 6 平成30年議案第58号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
  - 7 平成30年陳情第 8号 一般廃棄物収集運搬手数料改定に関する陳情書
  - 8 平成30年要望第 1号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する「し尿処理料金」の平  
準化を求める要望書
- 

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

---

○ 出席議員次のおり（13名）

1番	山本光俊君	9番	渡辺正男君
3番	湯本晴彦君	10番	児玉信治君
4番	高山祐一君	11番	小渕茂昭君
5番	望月貞明君	12番	小林克彦君
6番	布施谷裕泉君	13番	高田佳久君
7番	徳竹栄子君	14番	西宗亮君
8番	山本良一君		

---

○ 欠席議員次のおり（なし）

---

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長

藤澤光男

議事係長

湯本豊

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	柳澤直樹君
教育長	柴草隆君	会計管理者	渡辺千春君
総務課長	小林広行君	税務課長	山崎和彦君
健康福祉課長	鈴木隆夫君	農林課長	山本和幸君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	大塚健治君	消防課長	町田昭彦君

---

(午前10時00分)

議長(西 宗亮君) おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

---

(開 会)

(午前10時00分)

議長(西 宗亮君) ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成31年第1回山ノ内町議会臨時会を開会します。

---

議長(西 宗亮君) 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めておはようございます。

本日ここに、平成31年第1回山ノ内町臨時議会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

本会議にご提案申し上げます案件は、昨年12月定例会で継続審議となりました山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成31年1月28日付で議会議長宛てに議案の訂正を申し入れ、同議案を改めてご提案申し上げます。

このほか、平成30年度一般会計補正予算の専決処分の承認2件についてご提案申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

---

## 開 議

議長(西 宗亮君) これより本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

議長(西 宗亮君) 諸般の報告を行います。

最初に12月定例会で可決されました1件の意見書につきましては、12月17日付で関係行政庁へ送付いたしました。

次に、2月5日から2月12日まで北信広域連合議会定例会が開催され、北信広域連合特別会計条例ほかの改正により、今まで施設ごとにあった特別会計が養護老人ホームと特別養護老人ホームの2特別会計に集約されることになりました。

したがって、平成31年度の予算については、一般会計、2特別会計となり、それぞれ原案のとおり可決されました。

また、平成30年度一般会計及び8特別会計の補正予算、公平委員会委員の選任がそれぞれ原

案どおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 1 会議録署名議員の指名について

議長（西 宗亮君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

5番 望 月 貞 明 君

6番 布施谷 裕 泉 君

7番 徳 竹 栄 子 君

を指名します。

---

## 2 会期の決定について

議長（西 宗亮君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

---

## 3 承認第1号 専決処分の承認について

専決第1号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）

## 4 承認第2号 専決処分の承認について

専決第2号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）

議長（西 宗亮君） 日程第3 承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）について及び日程第4 承認第2号 専決処分の承認について、専決第2号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）についてを一括上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）と承認第2号 専決処分の承認について、専決第2号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）について一括ご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）ですが、補正の内容は歳入歳出の予算の補正で、ふるさと寄附金の増額に

伴うものであります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ2,800万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ73億3,386万2,000円としたものであります。

補正予算の歳入では、ふるさと寄附金を増額し、歳出につきましては寄附金に対する返礼品等の諸経費を増額する補正であります。

3月補正では間に合わない部分について専決処分したものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認について、専決第2号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で除排雪経費にかかわるものであります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ74億3,386万2,000円としたものであります。

補正予算の歳入については、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

歳出につきましては、町道除排雪の委託料を増額補正するものでありますが、1月末までの除排雪経費が現行、現予算に達する見通しとなり、2月から3月の除排雪経費が不足することから、今回必要とする除排雪経費を補正したものであります。

詳細につきましては、承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）については、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

**議長（西 宗亮君）** 補足の説明を求めます。

承認第1号について、総務課長。

**総務課長（小林広行君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（西 宗亮君）** これより承認第1号について、質疑を行います。

一人で複数の質問がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。以降の議案についても同様とします。

9番 渡辺正男君。

**9番（渡辺正男君）** 1点お願いいたします。

今回12月末現在で、ふるさと寄附金の総額が2億を超えるということで、その前の年は前年に対して若干減ったというような記憶でありますけれども、ここで大幅に増額になったその辺の理由とかについてどう分析をされているか、また人気の返礼品というのはどういうふうになっているのか、その辺についてお願いしたいと思います。

**議長（西 宗亮君）** 総務課長。

**総務課長（小林広行君）** お答えいたします。

まず、増額になった要因なんですけれども、厳密に何が要因なのかというのは詳しくはわからないわけなんですけれども、当方の今の考えでは、ヤフーにこの取り扱いを委託していると、これが今年度からプラスになった部分でございます。

それに伴いまして、寄附のされる方が多くなったということは間違いなく言えるかというふうに考えております。

それと返礼品の関係でございますけれども、返礼品につきましては、これも例年とさほど項目は変わらないわけですが、一番多いのは山ノ内町の宿泊の補助券が金額それと件数ともに断トツで1位ということでございます。

そのほかにつきましては、スキー場の共通リフト券の引きかえ券とか、あとビールのセットですね、こういったものが上位を占めているという内容でございます。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** ほかにございませんか。

3番 湯本晴彦君。

**3番（湯本晴彦君）** 3番 湯本晴彦です。

2点ございます。

ふるさと寄附金では4つほど種類があったと思うんですが、そのうちのどれに多かったのかという、何か内訳があれば教えてほしいんですけど。

まず、1点目はそれです。

**議長（西 宗亮君）** 総務課長。

**総務課長（小林広行君）** お答えをいたします。

今現在、平成30年度中のものについては集計中でございますので、その項目ごとの金額は、具体的には正確にはちょっと申し上げられないんですけども、傾向といたしましては一番多いのは、ふるさとに錦を飾る応援貨でございます。

続きまして、2番目が「志賀高原ユネスコエコパーク応援貨」でございます。

以下、「夢・ワンパクこども応援貨」、続いて最後が「ふるさとの親孝行応援貨」という順番でございます。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** 3番 湯本晴彦君。

**3番（湯本晴彦君）** 2点目ですけども、委託料のプロバイダーへの支払いですけども、これは1件当たり幾らとか、何かプロバイダーに払う金額の単位というか、何というんですかね、その比率みたいのがあれば、それを教えてください。

**議長（西 宗亮君）** 総務課長。

**総務課長（小林広行君）** お答えをいたします。

まず役務費の関係でヤフーの関係、先ほどを申し上げましたけれども、ヤフーの取り扱いの手数料につきましては、取扱金額の1%が手数料として支払われております。

それと委託料の関係ですけども、プロモーションとかその包括プランというのがございまして、そちらのほうについては包括プランについては8%、プロモーションについては2%の手数料をお支払いしてございます。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号について、報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分承認について、専決第1号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）については、報告書のとおり承認することに決定しました。

議長（西 宗亮君） 承認第2号について、質疑を行います。

11番 小淵茂昭君。

11番（小淵茂昭君） 11番 小淵茂昭です。

1月末でこの除排雪費1億という非常に大きな金額なんですけど、もともと1億4,000の当初予算だったような記憶をしておりますが、ちょっと心配するのはまだ2月に入ったばかり、あるいは3月もあるんですけど、この詳細について1億4,000が昨年も絡んでいるのか、改めてどういう支出をして、早い話が1億4,000万終わったのか、その点をちょっとまずお聞きしたいと思います。

議長（西 宗亮君） 建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君） おはようございます。

ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、当初予算は1億4,000万円。それで今回補正で1億円をお願いするものでございますけれども、今年度ですが、1月までの見込みということで、今、支払い見込み額で1億7,000とかそういう数字が出てきております。

前半は比較的降雪が穏やかだったんですが、1月に、下旬ですが先日もまとまった大雪がございました。ということで除雪費それから排雪費ともに経費がのってきているんですが、ただ、2月になりまして、今比較的落ち着いているということで、今後の見込み、気象条件によってちょっと見込みは難しいんですが、一旦専決でこの1億を補正させていただいて対応してまいりたいということでございます。

以上です。

議長（西 宗亮君） 11番 小淵茂昭君。

11番（小淵茂昭君） 一番は今ちょっと申し上げたのは、見通しが見えないのはわかりますが、この中間でこれだけの補正になると単純にもう2億4,000ですね。

この1億で今シーズンもつかどうかの予測を立てられるかどうか、ここが一番の聞きたかったところですからお願いします。

議長（西 宗亮君） 建設水道課長。



建設水道課長（小林元広君） お答えいたします。

非常に予測が難しいところがございますけれども、昨年度は少雪、比較的雪が少なかった、ただその前の28年度は3億を超える大型であったと。ここ数年1年ごとに大雪、少雪というようなことで、非常に平均という予測では難しいのですけれども、一応1月の状況を見て今後の予測ということで相談した結果、1億ということで補正をしたということでございます。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号について、報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について、専決第2号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）については、報告書のとおり承認することに決定しました。

---

## 5 議案の訂正について

議長（西 宗亮君） 日程第5 議案の訂正についてを上程し、議題とします。

訂正理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 日程第5の議案の訂正について申し上げます。

本案は第5回議会定例会において、継続審議となっておりました山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成31年1月28日付で訂正を申し出たものであり、改めて議会の議決を求めるものであります。

訂正内容の概要につきましては、浄化槽汚泥の取り扱いと投入料の位置づけを明確にしたものでございます。

なお、補足説明は健康福祉課長から申し上げます。

議長（西 宗亮君） 補足の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（鈴木隆夫君） [議案に基づく補足説明]

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

11番 小淵茂昭君。

11番（小淵茂昭君） 11番 小淵茂昭。

まず、12月定例会において58号の提案がされたわけですが、このときには今回の訂正に係る、ややもすれば差しかえかなというぐらいな金額ですから、提案がなされたんですが、このとき

にはなぜこういう形の説明をされないで、議会は継続にして、その後の臨時議会に、違う案ということなんですが、経緯としては本来は12月定例会の提案されたことについての審議ということなんですが、なぜ訂正がこの時点で出たか、その点について説明を求めます。

**議長（西 宗亮君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（鈴木隆夫君）** お答えします。

ただいま申し上げましたとおり、12月定例会で上程させていただきました主には料金の改定ということで、上程させていただきました。

それには浄化槽の汚泥というものをそこに含めて151円で全て収集、運搬していただくということで上程させていただいたんですが、継続審議になったからと言っては何なのですけれども、そこでちょっとさまざまな方からご意見を頂戴したところ、本来浄化槽汚泥というものはその状態がまちまちなので一律には決められないということが、継続になったことが幸いだったんですけれども、当初はそこまで発想にはなかったということで、一律で上程させていただいたんですが、浄化槽汚泥を切り離すということで今回の訂正の主な点として、今回上程させていただきたいというところでございます。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** ほかにありませんか。

11番 小淵茂昭君。

**11番（小淵茂昭君）** 一番、先ほど質問した、聞きたいのは、何でここで分けた理由が出たかのもとを聞きたかったんです。果たして、ああなった一番もとは何でこういうふうになったか、そこをちょっと説明が今はっきりわからなかったのもう一度求めます。

**議長（西 宗亮君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（鈴木隆夫君）** お答えします。

ちょっと……。

**議長（西 宗亮君）** 答弁整理のため暫時休憩します。

(休憩)

(午前10時24分)

---

(再開)

(午前10時26分)

**議長（西 宗亮君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

**健康福祉課長（鈴木隆夫君）** お答えします。

ですから、改正前の条文が18年間改正がなくなってきたんですが、私どもはその中に浄化槽汚泥も含まれているということで解釈して12月議会に提案させていただきました。

それで12月議会のときは、その状況が本来は18年間改正されなかった条例に浄化槽汚泥が入っていなかったんだということが、12月議会で継続審議になった後にわかったものですから、12月議会のときは浄化槽汚泥のことは触れずになったというところでございます。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

議案の訂正について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案の訂正についてを申し出のとおり許可することに賛成の方は起立をお願いします。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立11、賛成多数です。

したがって、日程第5 議案の訂正については申し出のとおり許可することに決定しました。

本案については、12月14日の本会議において継続審査となっておりますので委員長報告を求めますが、先刻同議案の訂正が許可されましたので、改めて委員会審査の必要があります。

暫時休憩としますので、委員会審査を行ってください。

暫時休憩とします。

（休 憩）

（午前10時29分）

---

（再 開）

（午前10時45分）

議長（西 宗亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 6 平成30年議案第58号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

議長（西 宗亮君） 日程第6 平成30年議案第58号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本議案につきましては、先刻委員会審査が行われましたので、委員長から審査の報告を求めることになります。

布施谷社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 布施谷裕泉君登壇）

社会文教常任委員長（布施谷裕泉君） それではご報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成31年2月14日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

社会文教常任委員長 布施谷 裕 泉

1. 委員会開催月日 平成31年2月14日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

平成30年議案第58号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

(以上1件 平成30年12月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 平成30年議案第58号

可決すべきものと決定

それでは、審査の背景、概略をご報告申し上げます。

本議案第58号につきましては、昨年12月議会で継続審査としたものであります。

今回の審査報告に至るまで1カ月以上の時間の経過がありました。

再開された連合審査の冒頭で経過説明を求めましたが、その理由として、提案されている条例の内容についての認識を確定するのに時間を要したということでございました。

具体的には、山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に浄化槽汚泥は含まれていないことをここで認識したというものでございました。

そもそも条例そのものについて、解釈や認識が異なること自体あってはならないことで、条例の精査に課題を残したと言わざるを得ません。

1月28日には議案の訂正案が提出され、本臨時議会において認められました。

これに基づく審査では、提示された手数料の算出根拠についての質疑がありました。

近隣市町村における物価上昇率等による算出方法を参考にしているが、定められている原価計算による算出はしていないとの説明がございました。

原価計算による適正な手数料算出は重要な算出根拠であり、説得力に欠けると言わざるを得ません。これまで、業者からの適正な手数料設定要求があつたにもかかわらず、結果的に18年放置したことについては審議会の未設置を理由としていましたが、許可を与えている責任ある立場であることを踏まえ、条例の内容を精査し、業者としっかり向き合う必要があつたと思えます。

今後の対応については、早急に審議会を立ち上げ3年ごとの見直しを図っていくとの説明がなされています。早速の対応は評価するものですが、しっかり履行されることを求めるものでございます。

連合審査における質疑の後、付託を受けている社会文教常任委員会での採決におきまして、討論では手数料算出根拠が明確でないとの反対討論があり、採決におきましては賛成者3人、賛成多数で可決すべきものとした次第でございます。

以上、ご報告させていただきます。

**議長（西 宗亮君）** これより委員長報告に対し質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、委員長長の報告に対し、反対者の発言を許します。

13番 高田佳久君、登壇。

（13番 高田佳久君登壇）

13番（高田佳久君） 13番 高田佳久。

議案58号に関しまして、反対の立場から討論いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をまず目的と定め、一般廃棄物の処理に関しては処理全体について統括的な責任を市町村が有するとし、極めて重い責任を有するとされております。

平成26年1月28日の最高裁判決では、廃棄物処理法において一般廃棄物処理業者は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものと言えらるゝとしており、一般廃棄物処理計画との適合性等にかかわる許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請にかかわる区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるとの考えに基づき判断されたことを受け、平成26年10月8日に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長より、一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底に努めるとの通知が出され、市町村長の処理責任では市町村みずからが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものであり、許可業者に行われる場合であっても市町村が統括的な責任を有するとされております。

また、廃棄物処理法第6条の2の2項では、処理について市町村みずからが行う場合及び委託して行う場合は、受託者の能力要件に加え、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること、すなわち原価計算による算定を行い委託料とすることが法律等で定められております。

この考え方は環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも業者の業務の確実な履行を重視しているものであり、許可制においても処理料金を条例で定めるのであれば、同様の考え方のもと原価計算による算定となります。

今回の条例審査では、18年間料金の改定が行われてこなかった経過はもとより、現行条例及び改正案についても原価計算による算定が全くされていない状態でありました。

また、平準化とする考えのもと志賀高原地区の料金を下げ、それ以外の料金地区の料金を上げるといった内容は原価計算による算定がない以上、何をもつての平準化なのかが理解しがたい状態です。

仮に、政治判断により住民負担の軽減を図るにせよ、算定根拠が曖昧な料金設定では今後の一般廃棄物の処理に関して、適正な処理の確保が危ぶまれると懸念いたします。

町の処理責任のもと、適正な一般廃棄物処理計画の策定を行い、一般廃棄物の適正な処理の

断続的かつ安定的な実施が確保されるよう切に願ひ、討論を終わります。

議長（西 宗亮君） 次に委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第58号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は12月議会に提案され、社会文教常任委員会に審査付託されましたが、継続審査となっていました。

今回その改正案に一部訂正の申し出があり、先ほど認められ、社会文教常任委員会、総務産業常任委員会の連合審査が行われました。

社会文教常任委員長の報告は可決すべきものと決定というものでした。

ここに至るまでの経過について、幾つか指摘しておきたいと思います。

本案は北信保健衛生施設組合のし尿処理センターの廃止に伴い、4月から町水質浄化センターに新設の直接投入施設に、し尿及び浄化槽汚泥を搬入処理することとなったことから、その処理手数料及び投入料を改定しようとするものです。

問題点の1つ目は、平成12年に料金改定が行われて以来、特定環境保全公共下水道や農業集落排水事業導入に伴い、急速に下水道普及率が高まるなど、取り巻く情勢が大きく変化してきた中においても、18年間一度も見直しがされずにきたことであります。

さらに、今回審査の中で幾つかの条例上の不備が見つかりました。これらは環境や廃棄物処理に関する協議を行うべき審議会が設置されてこなかったことも原因の一つと考えられますが、行政の不作为とも言えるものであります。その意味では、私たち議会にも責任の一端はあります。

問題点の2つ目は、処理手数料を設定した積算根拠が不適正であることです。今回の改定では、労務単価の上昇率5.9%、人事院勧告による賃金上昇率5%、物価指数1.8%上昇分を足し込んだ12.7%を根拠としています。

しかし、この計算方法は明らかな間違いです。

さらに、平成20年10月8日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」では、業務の確実な履行を求める基準として受託料が受託業務を遂行するに足る額であることとしています。

これは委託ではなくても同じ解釈をするということになっております。これに従った積算になっていないことが問題であります。通知に従うならしっかりと業者の料金収入と実際の経費から適正な手数料を算出する必要があります。業者との話し合いも不十分であったと言わざるを得ません。

3つ目は議案の訂正という手続に無理があるという点であります。

誤字や用語の訂正程度なら許容範囲と考えますが、今回の訂正はその域をはるかに超えています。本来、議案の出し直しをすべきレベルであります。

提案前の準備不足は明らかです。議会が納得せずに修正されるぐらいなら、その部分は訂正しますよというようなやり方が、乱用されたのではなかったものではありません。

今後こうした手法は、厳に慎んでいただきたいと思います。

本議案については、投入料10円と安く抑えられたこと、志賀高原地区だけを割り増しとしていた不公平を改めたこと、結果として近隣自治体とのバランスがとれていること等を評価し、一応は賛成しますが、これからは業者の皆さんと十分協議をし、し尿処理手数料、別に定めることとした浄化槽汚泥の料金についても、本来の算定方法による適正料金を設定すること、利用者負担の軽減策にも取り組むこと、そして、これらのことを協議する審議会を一日も早く設置することを要望しておきたいと思います。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** ほかにありませんか。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 討論を終わります。

平成30年議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

この採決は起立によって行います。

平成30年議案第58号を社会文教常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（西 宗亮君）** 起立10人で多数です。

したがって、平成30年議案第58号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

**7 平成30年陳情第8号 一般廃棄物収集運搬手数料改定に関する陳情書**

**8 平成30年要望第1号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する「し尿処理料金」の平準化を求める要望書**

**議長（西 宗亮君）** 日程第7 平成30年陳情第8号 一般廃棄物収集運搬手数料改定に関する陳情書及び日程第8 平成30年要望第1号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する「し尿処理料金」の平準化を求める要望書を一括上程し、議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、1番 山本光俊君、13番 高田佳久君の退場を求めます。

（1番 山本光俊君、13番 高田佳久君退席）

議長（西 宗亮君） 本陳情及び要望については、去る12月14日の本会議において継続審査としてありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 布施谷裕泉君登壇）

社会文教常任委員長（布施谷裕泉君） それではご報告させていただきます。

平成31年2月14日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

社会文教常任委員会委員長 布施谷 裕 泉

### 陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

#### 記

1. 受 理 番 号 平成30年第8号

2. 受 理 年 月 日 平成30年12月3日

3. 件 名

（平成30年陳情第8号） 一般廃棄物収集運搬手数料改定に関する陳情書

陳 情 者 下高井郡山ノ内町大字平穩38番地21

有限会社 山ノ内衛生

代表取締役 工藤 比呂美

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2719番地1

有限会社 志賀プラントサービス

代表取締役 高田 均

4. 付 託 年 月 日 平成30年12月3日

5. 審 査 結 果 採択すべきものと決定

それでは経過をご報告申し上げます。

陳情8号におきまして、30年12月1日に連合審査を実施しております。

陳情者にお越しいただき、説明をいただきました。

その後の社会文教常任委員会での採決では、高田委員が利害関係を有するということから除席となり、4委員による採決となりました。

賛成、反対ともに討論はなく採決の結果、賛成者多数で採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、要望第1号につきましてご報告をさせていただきます。

平成31年2月14日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

社会文教常任委員会委員長 布施谷 裕 泉

### 要 望 審 査 報 告 書



当委員会に付託された要望を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受 理 番 号 平成30年第1号

2. 受 理 年 月 日 平成30年12月6日

3. 件 名

（平成30年要望第1号） 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する「し尿処理料金」の平  
準化を求める要望書

要 望 者 下高井郡山ノ内町大字平穏7148

志賀高原観光協会

協会長 山本 光俊

4. 付 託 年 月 日 平成30年12月7日

5. 審 査 結 果 採択すべきものと決定

審査経過を報告申し上げます。

要望第1号におきましても、平成30年12月1日の連合審査では要望者に説明をいただいております。

採決におきましては、要望第1号においても高田委員は利害関係を有する立場であることから除席となり、4委員による採決となりました。

賛成、反対ともに討論なく、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

**議長（西 宗亮君）** 議事整理のため暫時休憩します。

（休 憩）

（午前11時08分）

---

（再 開）

（午前11時09分）

**議長（西 宗亮君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 布施谷委員長のほうから訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

**社会文教常任委員長（布施谷裕泉君）** 先ほどの発言で訂正をさせていただきます。

連合審査の日付を30年12月1日と申しあげましたけれども、31年2月6日に訂正をさせていただきます。要望につきましても、同じく連合審査の日を2月6日とさせていただきます。

**議長（西 宗亮君）** これより委員長報告に対し質疑、討論、採決を行います。

陳情第8号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第8号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

この採決は起立によって行います。

陳情第8号を社会文教常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立10人で多数です。全員起立です。

したがって、平成30年陳情第8号 一般廃棄物収集運搬手数料改定に関する陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議長（西 宗亮君） 要望第1号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

要望第1号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

この採決は起立によって行います。

要望第1号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立9人で多数です。

したがって、平成30年要望第1号 山ノ内町廃棄物の処理及び清掃に関する「し尿処理料金」の平準化を求める要望書は、社会文教常任委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

1番 山本光俊君、13番 高田佳久君の除席の理由が解けましたので復席を認めます。

（1番 山本光俊君、13番 高田佳久君復席）

---

議長（西 宗亮君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

---

議長（西 宗亮君） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

いよいよ年度末を迎え、また立春とはいえまだまだ寒い日が続くと思われま

す。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、引き続き町政発展にご尽力賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とします。

これにて本日の会議を閉議します。

---

議長（西 宗亮君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成31年第1回山ノ内町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今回の臨時議会は本日一日という会期において、ご提案しました3件の議案につきまして全て原案どおりご承認いただき、ありがとうございます。

ただいま可決いただきました内容に基づき、住民サービスを基本に安心・安全でよりよいまちづくりに取り組んでまいります。

最後になりましたが、三寒四温の時節柄、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（西 宗亮君） これにて平成31年第1回山ノ内町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午前11時15分）

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員